平成２１年（へ）第７４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿1247番地
申立人　イナダイコー株式会社
代表者代表取締役　金村　英夫
権利を争う旨の申述の終期　平成21年８月６日
平成21年８月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＤ68864
金額　15,756,000円
支払期日　平成21年７月31日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社りそな銀行芝支店
振出日　平成21年３月31日
振出地　東京都港区
振出人　ダイコー株式会社　代表取締役　兒玉　康資
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第７５号
宮城県仙台市宮城野区港３丁目１番３号
申立人　株式会社ユーユーワールド仙台
代表者代表取締役　小川　恒夫
権利を争う旨の申述の終期　平成21年８月６日
平成21年８月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＢ203032
金額　3,000,000円
支払期日　平成21年６月21日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社みずほ銀行六本木支店
振出日　平成21年２月23日
振出地　東京都渋谷区
振出人　東洋テクノ株式会社　取締役社長　米田　和久
受取人　日本建設基礎工業株式会社
第一裏書人　日本建設基礎工業株式会社　代表取締役　伊藤　幹人
第一被裏書人　株式会社ユーユーワールド仙台
第二裏書人　株式会社ユーユーワールド仙台
代表取締役　小川　恒夫
第二被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＢ203033
金額　960,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、第一裏書人、第一被裏書人、第二裏書人、第二被裏書人、最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２１年（へ）第７８号
東京都江東区佐賀２丁目３番８号
申立人　株式会社立石商店
代表者代表取締役　立石　利彦
権利を争う旨の申述の終期　平成21年８月６日
平成21年８月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＦ002912
金額　133,141円
支払期日　平成20年12月５日
支払地　東京都大田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行蒲田支店
振出日　平成20年７月31日
振出地　東京都大田区
振出人　株式会社巴商会　代表取締役社長　深尾　定男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第８１号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目15番９号須磨マンション801号
申立人　株式会社フィールド
代表者代表取締役　畑　　純一
権利を争う旨の申述の終期　平成21年８月６日
平成21年８月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＮ20152
金額　515,173円
支払期日　平成21年７月23日
支払地　東京都台東区
支払場所　株式会社東日本銀行上野支店
振出日　平成21年３月16日
振出地　東京都台東区上野７丁目12番13号
振出人　株式会社協和　代表取締役　河崎　保
受取人　タカサゴパネル株式会社
裏書人　タカサゴパネル株式会社　代表取締役　鈴木　弘明
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２１３号
群馬県高崎市新保町312番地
債務者　小浦　　孝
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２１４号
群馬県高崎市新保町312番地
債務者　小浦奈津枝
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３８６号
埼玉県所沢市小手指町３丁目32番地の14　煉瓦館３―103
債務者　岡島さつき
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０４号
埼玉県所沢市小手指南１丁目１番地の２
債務者　福里　行男
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２４号
埼玉県所沢市大字上新井792番地　コスモガーデン小手指113
債務者　相馬　英男
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３７号
埼玉県狭山市大字北入曽726番地の１　ライオンズガーデン狭山607
債務者　大音師礼子
１　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３４１号
名古屋市名東区香流３丁目318番地の１　レオパレスカトウ111号
債務者　塚本　省吾
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５０号
名古屋市千種区竹越１丁目７番１―812号県営竹越住宅
債務者　原　　茂一
１　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部